

県本部各部課長
県下各警察署長殿

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本規第796号

平成22年3月25日

宮城県警察本部長

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理運用要綱の一部
改正について（通達）

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理及び運用については、「パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理運用要綱の制定について（通達）」（昭和62年6月27日付け宮警本規第1078号）により運用してきたところであるが、平成22年度宮城県警察組織機構改編に伴い、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理運用要綱の一部を改正し、平成22年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理運用要綱

1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第1項のパーキング・メーター（パーキング・メーターに附帯する設備を含む。以下同じ。）及びパーキング・チケット発給設備（パーキング・チケット発給設備に附帯する設備を含む。以下同じ。）の適正な運用及び維持管理のために必要な事項を定めるものとする。

2 管理責任者

- (1) 警察本部及び警察署に、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）の管理及び運用に関する責任者を置く。
- (2) 警察本部における前記(1)の責任者（以下「本部管理責任者」という。）は、交通部交通規制課長とし、県内のパーキング・メーター等の管理及び運用について統括的責任を負うものとし、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）の職員に3に規定する事務を行わせるものとする。
- (3) 警察署における前記(1)の責任者（以下「警察署管理責任者」という。）は、警察署長とし、管轄区域内に設置されているパーキング・メーター等の管理及び運用について第一次責任を負うものとし、当該警察署の交通課又は交通第一課の職員に4に規定する事務を行わせるものとする。
- (4) 本部管理責任者及び警察署管理責任者は、相互に連携するとともに、本部管理責任者はパーキング・メーター等の管理及び運用について、警察署管理責任者を指導するものとする。

3 交通規制課の事務

(1) 設備の保守

パーキング・メーター等の機能を維持するため、次に掲げる保守を行うものとする。

ア 定期保守

おおむね年2回パーキング・メーター保守業務記録表（別表第1）及びパーキング・チケット保守業務記録表（別表第2）に基づいて、パーキング・メーター等の機能全般につき、機器の点検、劣化部分の補修、調整、整備等の保守作業をいう。

イ 臨時保守

パーキング・メーター等の損傷、故障等の発生を認知したときに、速やかに修復の措置を講ずるために行う保守作業をいう。

(2) 連絡に対する措置

4-(2)-イの規定による連絡を受理したとき、又は何らかの対応が必要と認め

たときは、必要な調査を行った上、パーキング・メーター等の移設、増設又は廃止の要否、保守体制の強化等について検討するとともに、道路管理者に対し、道路構造の改善を要請する等により、パーキング・メーター等の適正な運用に努めること。

(3) 事務の委託

法第49条第3項の規定により公安委員会が委託できる事務は、次の事務とし当該委託に係る契約の締結、更新等の事務を行うとともに、委託業務に係る実施要領を定めること。

ア 設備の運用及び管理

(7) パーキング・メーターの領収書用紙の交換並びにパーキング・チケット発給設備のチケットロール紙の交換及び釣銭の補充

(イ) パーキング・メーター等の機器に投入された手数料を回収し、金融機関に払い込むまでの収納事務

(ウ) 4-(1)及び4-(2)の事務。ただし、4-(1)-ウ中「取締り」とあるのは「警察官への通報」と、4-(2)-イ及びウ中「本部管理責任者」とあるのは「委託先の事務に係るパーキング・メーター等の設置区域を管轄する警察署の交通課長又は交通第一課長」と読み替えるものとする。

イ 報告等

パーキング・メーター等の運用及び維持管理の状況を明らかにするため、管理台帳、故障等報告書、手数料収納台帳その他管理用資料（その内容を明らかにする書類及び関係図面を含む。）を備えさせ、毎年1回以上、その結果を報告させること。

(4) その他

その他統括的な管理を行うために、必要な事務を行うこと。

4 警察署の事務

(1) 車両運転者に対する情報提供等

ア 時間制限駐車区間（法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間をいう。以下同じ。）の位置及び利用状況並びにパーキング・メーター等の利用方法について口頭、案内誘導板等で教示すること。

イ 時間制限駐車区間において、適正かつ秩序ある駐車又は停車が行われるよう整理すること。

ウ 時間制限駐車区間において、駐車又は停車しようとする者に対する監視及び指導並びに違反車両の取締りを行うこと。

エ 時間制限駐車区間の位置及びパーキング・メーター等の利用方法について、チラシ等で広報啓発すること。

(2) 設備の維持管理

ア 管理点検等

パーキング・メーター等の機能を維持するため、次に掲げる点検を行うもの

とする。

(ア) 日常点検

日常の活動を通じて行う設置位置の適否、損傷の有無、障害の有無等の外観状況の点検をいう。

(イ) 特別点検

交通安全運動期間の直前、風水害・落雷・地震等の発生直後その他パーキング・メーター等の良好な維持管理を図るため、特に必要があると認められるときに、前記(ア)に定める事項について特別に行う点検をいう。

イ 本部管理責任者への連絡

日常点検及び特別点検を実施したとき、パーキング・メーター等の外観状況の異常を知ったとき、又はパーキング・メーター等の故障、設置位置不適切等が原因と認められる交通事故が発生したときは、速やかに本部管理責任者に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

ウ 休止措置

パーキング・メーター等の損傷、機能障害の発生、道路工事等によりパーキング・メーター等を休止させる必要が生じた場合には、速やかに本部管理責任者に連絡するとともに、必要最小限の休止の措置を講ずること。

(3) その他

毎年1回以上、パーキング・メーター等が交通の実態に適合して、その機能が効果的に発揮されているかどうかを調査の上、設置場所の変更、廃止の是非、管理運用事務の効率化等を検討し、その結果を本部管理責任者に報告すること。